

<出生届を提出された方へ>

出生届を提出した方は下記の手続きが必要です。住所が小城市にある方の手続きは小城市役所各担当課で受け付けます。手続きは休み明けの午後以降にお願いします。

【問合せ先】小城市役所各担当課窓口

令和4年6月30日現在

手続きの名称	内 容
児童手当の申請 (公務員を除く) 社会福祉課 (37-6107)	<p>☆中学生以下の児童を養育している人に支給されます。(※所得制限があります。)養育している人が住民登録している市区町村で申請してください。</p> <p>【申請の期間】生まれた日の属する月 ※申請が出生月の翌月の場合は<u>生まれた日の翌日から15日以内</u> ※期間経過後も申請できますが、認定が遅れることがあります。</p> <p>【児童手当の額】 詳細は申請の際に説明します。</p> <p>【支給の月】 2、6、10月の年3回</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者名義の通帳 ・ 申請者の健康保険証 ・ 申請者および配偶者の個人番号(マイナンバー)が確認できるもの <p>※その他、状況に応じて提出書類が必要な場合もあります。</p>
母子健康手帳 健康増進課 (37-6106)	<p>☆予防接種手帳と乳幼児一般健診受診票をお渡しします。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳
子どもの医療費 受給資格証の申請 社会福祉課 (37-6107)	<p>☆中学生以下の子どもの保険診療による医療費の一部を助成します。 <u>健康保険の加入手続きが終わってから</u>手続きをしてください。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お子さんの健康保険証 ・ 申請者およびお子さんの個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
国民健康保険 国民年金 の手続き 国保年金課 (37-6101)	<p>①国民健康保険へ加入される方は住所地の市区町村へ届出をしてください。</p> <p>②出産一時金の請求が必要な場合があります。 ☆出産費用が42万円に満たない場合や医療機関への直接支払制度を利用しなかった場合に手続きが必要です。</p> <p>【手続きに必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の領収・明細書(医療機関等発行) ・ 直接支払制度を利用する旨の合意文書(医療機関等発行) ・ 世帯主名義の通帳 <p>※世帯主名義の口座に振込みを希望しない場合はお問合せください。</p> <p>③国民年金第1号被保険者は、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。 ※届出をしないと免除になりません。</p>